

公益社団法人長崎県防犯協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長崎県防犯協会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、各地区防犯協会及び関係機関・団体と連携し、犯罪の予防、少年非行の防止及び少年の健全育成等を図るとともに、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化のための活動を行い、もって犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全活動及び県民の防犯意識の啓発に関する防犯対策事業
- (2) 防犯功労者及び団体等に対する表彰事業
- (3) 防犯対策の調査研究
- (4) 風俗環境の浄化及び善良の風俗の保持に関する事業
- (5) 少年の非行防止及び健全育成に関する事業

2 本会は、前項の事業の推進に資するため、必要に応じて次の収益事業を行う。

- (1) 遊技業の適正かつ健全化を図るためのAMマーク貼付事業
- (2) 自転車防犯広報啓発事業
- (3) 古物商許可標識等発行取次事業

3 前2項の事業については、長崎県において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 長崎市防犯協会連合会、佐世保市防犯協会連合会及び対馬市防犯協会連合会並びに県下各警察署ごとに設けられた地区

防犯（生活安全）協会連合会

- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費の額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当する場合に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長又は副会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長及び副会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうち2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければ

ばならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、理事会において別に定める本会の規程に基づき支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第26条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置く。

2 名誉会長は、長崎県知事の職にある者をもって充てる。

3 名誉会長、顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長及び副会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長又は副会長が招集する。

2 会長及び副会長が欠けたとき、又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の

見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によ

り法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（設置等）

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第41条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、長崎県において発行する長崎新聞に掲載する方法による。

第11章 補則

（個人情報保護）

第42条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は村木營介、及び最初の副会長は川口睦郎とし、最初の専務理事は吉田誠とする。

附 則（改 正）

- 1 この定款は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。